平成２２年（フ）第１５２９号
埼玉県朝霞市朝志ヶ丘３丁目３番３号　ＮＳコーポ92―204
債務者　牧　　健二
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３０号
埼玉県朝霞市朝志ヶ丘３丁目３番３号　ＮＳコーポ92―204
債務者　牧　ゆかり
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３９号
埼玉県加須市久下６丁目８番地８
債務者　滑川　秋夫
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７２号
埼玉県上尾市井戸木４丁目22番地８
債務者　野口　郁代
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０８号
埼玉県加須市礼羽674番地３
債務者　船戸　和恵
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３４号
埼玉県桶川市大字下日出谷99番地の７
債務者　窪田　幸男
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２１号
埼玉県川口市大字安行153番地の24
債務者　秋山　雅子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２６号
埼玉県川口市幸町１丁目12番23号　幸町コートハウス112号
債務者　大水倫姫こと　金　　倫姫
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８３６号
埼玉県富士見市鶴瀬東１丁目10番31号
債務者　角方千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８３７号
埼玉県川越市岸町１丁目37番地16
債務者　曽我惠美子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８９号
埼玉県行田市佐間１丁目17番28号
債務者　新井　好則
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５４号
山口県宇部市大字上宇部211番地５
債務者　大野　　悠
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１８９号
山口県宇部市西梶返２丁目４番３号、旧住所山口県宇部市大字東岐波5842番地２
債務者　山本千加子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２０１号
山口県宇部市大字妻崎開作799番地２、旧住所山口県宇部市大字東須恵2845番地３
債務者　三戸　　晶
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８４６号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目618番地の５　タナカ第３パナハイツ105、前住所埼玉県所沢市松葉町20番１号
債務者　久保田美代子（旧姓引田）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８４７号
埼玉県鶴ヶ島市共栄町９番地６　トピール若葉105号、前住所埼玉県川越市大字下赤坂628番地14
債務者　及川　直彦
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３７９号
大阪府藤井寺市野中１丁目233番地の４、前住所大阪市平野区長吉長原１丁目７番24号
債務者　リペアムショップ28こと　古割　靖一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係